

保険外併用療養費に関する事項

入院期間が180日を超える入院に関する医療費負担について

入院期間が通算して180日を超えている患者様が、その後も入院を継続される場合、入院費用の一部が保険給付されなくなり、その費用は患者様の自己負担になります。

また入院期間の通算とは、

同一病名で以前に他医療機関に入院していた機関を含みます。

ただし、入院期間が通算して180日を超えていても、患者様の身体の状態や入院した病棟の種類等により、「保険外併用療養費」の対象外になる場合があります。